

お 知 ら せ

1 本件の入札時には、入札書ごとに次の各書面を提出する必要があります。

- (1) 暴力団員等に該当しない旨の陳述書
- (2) 住民票（入札者が個人の場合）（個人番号の記載がないもの）又は資格証明書（入札者が法人の場合）
- (3) 宅地建物取引業の免許証の写し（入札者が宅地建物取引業者の場合）

上記(1)及び(2)の各書面は、入札時に提出がないと無効になります。また、記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

入札書及び上記(1)の書面の書式は、不動産競売物件情報提供サイト（B I T）（<http://bit.sikkou.jp>）のトップ画面の右にある「ダウンロード」からダウンロードすることができるほか、当裁判所の執行官室で配布を受けられます。各書面の記入方法は、各書面の注意書欄に記載されていますので、よくお読みください。

2 本件の入札時に提出する上記 1 (1)の書面（暴力団員等に該当しない旨の陳述書）の「陳述」欄「☐自己の計算において・・・ありません。」の☐のチェックは、入札者が他人から資金の提供を受けて入札に参加する場合など「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」がいる場合のみチェックするものです。チェックを入れた場合には、陳述書の注意書 9 を参照の上、必ず別紙（自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項）も添付してください。

その他、入札に関するご不明な点は、当裁判所の執行官室にお問い合わせください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 5 月 16 日

和歌山地方裁判所民事部執行係

裁判所書記官 太田 裕一

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 9 月 5 日 午前 9 時 00 分から 令和 7 年 9 月 12 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 7 年 9 月 19 日 午前 10 時 00 分 場 所 和歌山地方裁判所競売室
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 1 月 9 日 午前 10 時 00 分 場 所 和歌山地方裁判所民事部執行係
特別売却 実施期間	令和 7 年 9 月 24 日 午前 10 時 00 分から 令和 7 年 9 月 24 日 午後 0 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 5 月 16 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2 ☆	1, 700, 000 1, 360, 000	一括	340, 000	4, 927	0
1	1, 070, 000				
2	630, 000				
	</				



物 件 目 録

- | | | | |
|----|---|---|----------------|
| ☆1 | 所 | 在 | 和歌山市楠本字外島 |
| | 地 | 番 | 2 1 6 番 1 |
| | 地 | 目 | 田 |
| | 地 | 積 | 1 6 2 6 平方メートル |
| ☆2 | 所 | 在 | 和歌山市楠本字外島 |
| | 地 | 番 | 2 1 6 番 2 |
| | 地 | 目 | 田 |
| | 地 | 積 | 9 9 1 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 7年 4月 7日

和歌山地方裁判所民事部執行係

裁判所書記官 中森 一希

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 1】

本件所有者が占有している。

【物件番号 2】

本件所有者が占有している。ただし、売却対象外の目的外未登記建物（所在：和歌山市楠本字外島 2 1 6 番 2，種類 物置，構造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建，床面積 約 2 4 m²）が本件土地上に存在する。同建物の所有者は，本件債務者である。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号 1, 2】

- ・四囲との境界が不明確である。
- ・賦課金の滞納があり、買受人に請求される可能性がある。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は，現況調査報告書，評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり，関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし，記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので，必ず，現況調

査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | | |
|---|---|---|----------------|
| 1 | 所 | 在 | 和歌山市楠本字外島 |
| | 地 | 番 | 2 1 6 番 1 |
| | 地 | 目 | 田 |
| | 地 | 積 | 1 6 2 6 平方メートル |
| 2 | 所 | 在 | 和歌山市楠本字外島 |
| | 地 | 番 | 2 1 6 番 2 |
| | 地 | 目 | 田 |
| | 地 | 積 | 9 9 1 平方メートル |



令和6年(ケ)第46号
令和6年9月11日受理
令和7年2月25日提出

現況調査報告書

和歌山地方裁判所

執行官 武 藤 隆

物 件 目 録

- | | | | |
|---|---|---|----------------|
| 1 | 所 | 在 | 和歌山市楠本字外島 |
| | 地 | 番 | 2 1 6 番 1 |
| | 地 | 目 | 田 |
| | 地 | 積 | 1 6 2 6 平方メートル |
| 2 | 所 | 在 | 和歌山市楠本字外島 |
| | 地 | 番 | 2 1 6 番 2 |
| | 地 | 目 | 田 |
| | 地 | 積 | 9 9 1 平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	(住居表示未実施)
土地	物件1、2
現況地目	☐ 宅地 (物件) ☐ 公衆用道路 (物件) ☒ 農地 (物件1、2) ☐ 雑種地 (物件) ☐ 山林 (物件) ☐ ☐
形状	☐ 公図(14条1項地図)のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐ 枚目の概況図のとおり
占有者及び占有関係	☒ 土地所有者(物件1、2) ☐ 上記の者が駐車場として使用し、占有している ☐ 上記の者が更地の状態で占有している ☒ 上記の者が農地(休耕地)の状態で占有している(物件1、2) ☒ その他の者(物件2) ☒ 上記の者が本土地上に、下記目的外建物を所有し、占有している(物件2) ☒ 「占有者及び占有権原」のとおり ☐ 外観上、歩行者(や自動車)等の自由な通行が認められ、公衆用道路として利用されている。
その他の事項	☒ その他の事項のとおり
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある ☐ 地方裁判所 支部 令和 年 () 第 号 保管開始日 令和 年 月 日
建物 (目的外建物)	☐ ない ☒ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

目的外建物の概況 (物件2 関係)	
所 在	和歌山市楠本字外島 216番2
家 屋 番 号	☒ ない (未登記) ☐
種 類	☐ 居宅 ☐ 店舗 ☐ 共同住宅 ☐ 工場 ☐ 倉庫 ☒ 物置
構 造	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
床面積 (概略)	約24㎡
所 有 者	☒ 債務者 (株式会社Next innovation) ☐ 不明
建 築 時 期	☐ 年 月 日ころ ☒ 不明
建 築 者	☐ 現所有者 ☐ その他の者 () ☒ 不明
そ の 他 の 事 項	1 土地所有者への照会に対して、本建物の所有者は株式会社ネクストイノベーションであるとの回答があった。この法人は、土地所有者が代表取締役となっている本件債務者株式会社Next innovationであると思われる。 2 建築時期及び建築者については、土地所有者への照会や土地の前所有者からの聴取によっても判然としないため、不明とした。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(3 枚目)

(占有関係用〈単独〉)

占有者及び占有権原 (物件2関係)		
占有範囲	☐ 全部 ☒ 目的外建物敷地部分	
占有者	☒ 債務者 (株式会社Next innovation) ☐	
占有状況	☒ 敷地 ☐ 駐車場 ☐ ☐ 居宅 ☐ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 倉庫 ☐	
☐ 関係人 (☐ (土地所有者兼占有者)) の陳述 / ☒ 提示文書 (所有者からの回答書) の要旨		
占有権原	☐ 賃借権 ☐ 使用借権 ☒ 不明	
占有開始時期	令和 年 月 日	
最初の契約等	契約日	令和 年 月 日
	期間	令和 年 月 日 から ☐ 令和 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし
更新の種別	☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新	
現在の契約等	期間	令和 年 月 日から ☐ 令和 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし
契約等当事者	貸主	☐ 所有者 ☐ その他の者 ()
	借主	☐ 占有者 ☐ その他の者 ()
賃料・支払時期等	毎 金 円 (毎 日限り 月分支払) ☐ 前払 (分 円) ☐ 相殺 (分 円)	
敷金・保証金	☐ ない ☐ ある (☐ 敷金 金 万円 ☐ 保証金 金 円)	
特約等	☐ 譲渡・転貸を認める ☐	
その他	目的外建物の所有者は株式会社ネクストイノベーションである。	
執行官の意見	☐ 上記のとおり ☒ 下記のとおり ☐ 「執行官の意見」のとおり 所有者からの回答における目的外建物の所有者は、土地所有者が代表者となっている株式会社Next innovationであると思われる。本件所有者と占有者の代表者が同一であることから、占有権原は使用借と認定した。	

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

そ の 他 の 事 項

1 本件土地の状況

- (1) 本件各土地は一体として存在しており、その公簿上の地目はいずれも田となっている。雑草が繁茂していたため立ち入れない場所があった。耕作されている様子はいかがわれなかったが、土地内には畝様の盛り上がりが見受けられた。
- (2) 法務局に対し、本件土地の地積測量図の交付を申請したところ取得することができなかった。地番図、航空写真及び概測をもとにすると、本件各土地の形状は10枚目の土地建物位置関係図のとおりと思われるが、境界標等は見当たらず、本件土地の周囲及び本件各土地の間の境界位置は不明であるため、範囲特定のためには専門家による調査・測量を要する。
- (3) 接道状況については、評価書記載のとおりである。
- (4) 本件各物件の北側について、雑草の繁茂によりすべてを確認することができなかったが、確認できた部分において一部コンクリートによる仕切り様のものの存在が確認できた。
- (5) 物件2の土地上北西部分に目的外建物が存在した(写真2)。
- (6) 物件2の土地内の数か所にコンクリートがれきが存在した(写真2)。
- (7) 公図によれば、物件1の東側は里道との間に、219-1(地目:井溝、地積:66㎡)の土地が存在するところ、物件1の東側にはあぜ道が存在しており(写真3)、このあぜ道との間には井溝様の部分が見られた(写真4)。
- (8) 公図によれば、本件各物件の北側は里道に接しているところ、物件1の北側の一部についてのみ通路様のコンクリート敷部分及び側溝が見られた(写真5)。

2 その他

土地所有者に対し、調査期日に立会を求める文書を発送したが連絡はなかった。現地調査後に照会文書を発送したところ、回答書の提出があった。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
六箇井土地改良区担当者	本件土地については、所有者に対して、賦課金として年額12,040円を徴収しています。令和6年11月25日現在で滞納している賦課金等が合計25,991円あります。その内訳は、令和5年度分の賦課金12,040円、延滞金1,611円、督促手数料150円と、令和6年度分の賦課金12,040円、督促手数料150円です。これらの滞納分は買受人に対して承継されます。
所有者 (書面回答の要旨)	本件土地上では令和6年3月頃まで耕作していた。 本件土地上の建物は農機具小屋であり、その建築者や建築時期は知らない。 上記農機具小屋及びその中にある物の現所有者は株式会社ネクストイノベーションである。これらの動産類はすべて必要な物である。本建物に関して、本件不動産競売とは、別の建物、動産である。
前所有者の子の配偶者	お尋ねの内容については私が前所有者の代わりにお話しします。 前所有者は、本件土地では平成28年まで米と野菜を作っていました。 物件2上の建物は50年くらい前に前所有者の父親が建てたと聞きましたが、正確なところはわかりません。農機具小屋として使用していました。この建物とその中にある物は土地と一緒に現在の土地所有者に売却しました。ただ、これらの売却については、土地売買の契約書などには記載していなかったようです。小屋とその中の物はすでに前所有者のものではないので、不要かどうかはわかりません。
和歌山市農業委員会 (書面回答の要旨)	本件各土地については、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権、その他の使用及び収益を目的とする権利の設定に関する許可はない。農地法上のいかなる権利設定もなされていない。 本件各土地の農地の種類は乙種農地、1種農地である 本件各土地の現況は、農地法上の農地または採草放牧地である。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
 (6 枚目)

(調査経過用)

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和 6年 9月11日 (水) : ~ :	当庁執行官室	和歌山市農業委員会に照会書送付
令和 6年 9月12日 (木) 9:30 ~ 9:40	和歌山地方法務局	登記等調査
令和 6年 9月17日 (火) 15:45 ~15:53	物件所在地	現況及び占有調査, 写真撮影
令和 6年 9月17日 (火) : ~ :	当庁執行官室	所有者に宛てて、立会依頼文書を送付
令和 6年10月 2日 (水) 11:45 ~11:55	和歌山市役所	地番図等取得
令和 6年11月25日 (月) 9:59 ~11:02	物件所在地	評価人と立入調査, 写真撮影
令和 6年11月25日 (月) 11:45 ~12:05	六箇井土地改良区	土地改良区職員から聴取
令和 6年11月26日 (火) : ~ :	当庁執行官室	所有者及び前所有者に照会書送付
令和 6年11月27日 (水) 10:00 ~10:05	和歌山市役所	課税資料調査 (目的外建物)
令和 6年12月3日 (火) 16:40 ~16:50	当庁執行官室	前所有者の子の配偶者から電話聴取
令和 6年12月6日 (金) : ~ :	当庁執行官室	和歌山市農業委員会に照会書送付
令和 6年12月9日 (月) 9:30 ~ 9:35	和歌山地方法務局	登記担当者と面談
令和 7年1月14日 (火) 11:00 ~ 11:10	和歌山市役所	固定資産税課担当者と面談

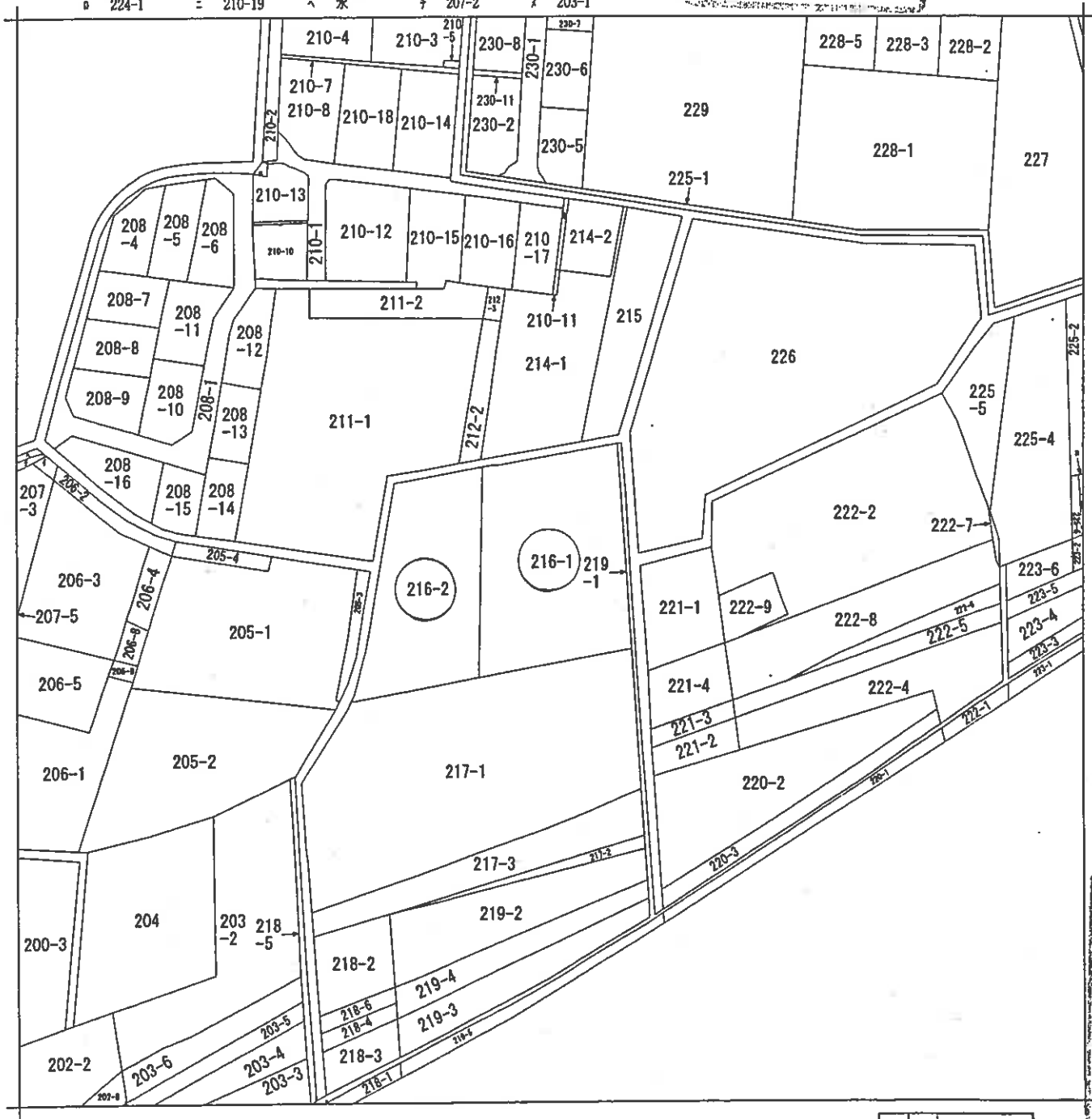
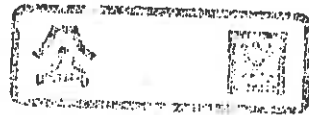
(特記事項)



(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

(8 枚目)

イ 207-4 ハ 210-9 ホ 210-20 ニ 202-7 ヘ 224-2
 ロ 224-1 ニ 210-19 ヘ 水 ニ 207-2 ヘ 203-1



A4判に縮小

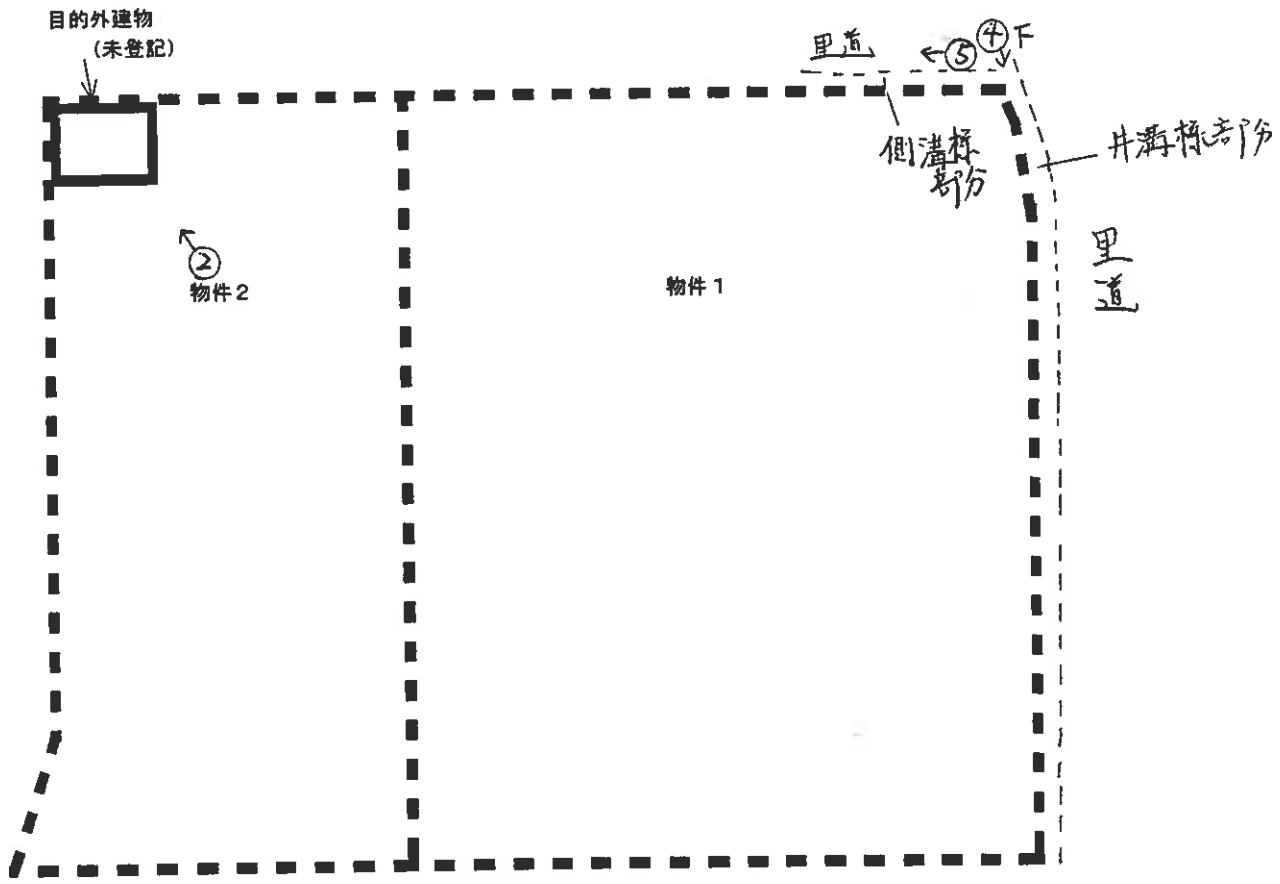
請求部	所在	和歌山市楠本字外島				地番	216番1		
出力縮	縮尺不明	精度区分		座標系 番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類 旧土地台帳附属地図
作成年月日					備付年月日 (原図)			補記事項 方位不明	

請求番号：4-2
 (1/1)

(9 枚目)

公用

土地建物位置関係図



建物、敷地等のだいたいの位置関係を示したものであり正確ではありません。



←○写真撮影位置・方向



( 10 枚目)



1



2



3

4



↑井溝様部分

5



↑通路様部分

令和6年（ケ）第46号
令和6年11月25日現地調査
令和7年2月21日評価

和歌山地方裁判所御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

船木 博央

第1 評価額

一括価格	
金1,700,000円	
内訳価格	
物件1（農地）	金1,070,000円
物件2（農地）	金630,000円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件2の内訳価格は目的外未登記建物のための土地利用権等価格を控除した価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記事項と同じ。

番号	所在等	登 記	現 況
1	所在地 地番 地目 地積	別紙物件目録記載の通り	同左
2	所在地 地番 地目 地積	別紙物件目録記載の通り	同左
番号	特 記 事 項		
1、2	・和歌山市農業委員会によると「地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権、その他の使用及び収益を目的とする権利の設定に関する許可はない」とのことである。 ・買受適格証明が必要である。 ・土地改良区に対して賦課金（延滞金、督促手数料含む）の滞納がある。滞納時期や金額は現況調査報告書をご参照ください。六箇井土地改良区担当者の話では当該賦課金の滞納分は買受人に対し承継されとのことである。 ・地積測量図が備え付けられていないため目的物件の正確な位置、規模、形状は専門家による調査が必要である。 本件では現地調査、地番図、航空写真、土地改良区職員からの聴取等により位置等の確認作業を行ったところ、概ね登記面積程度は維持されているものと判断した。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1、2）

位 置・交 通	J R 和歌山線「布施屋」駅の北方・道路距離約2.1 k m (別添「位置図」参照)	
付近の状況	田が多い農地地域。系統は劣ると判定した。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化調整区域 用途指定なし 60% 200% 指定なし 景観計画区域、農業振興地域内農用地区域、乙種第1種農地
画 地 条 件	やや不整形、里道に接道している。 物件1：南北約45m、東西約37m程度。画地内は概ね平坦地。 物件2：南北約45m、東西約22m程度。画地内は概ね平坦地。 これらはほぼ一体的に利用されている。 現況面積は概ね登記面積程度と判断した。	
自然的条件	地勢：ほぼ平坦、一部段差あり 日照：日当たりは良い 水量：普通 土壌の肥沃度：普通 耕作の難易：普通	
接面道路の状況	里道に接道（建築基準法の道路ではない）。	
土地の利用状況等	現況調査報告書記載の通り。	
土壌汚染等	・周知の埋蔵文化財包蔵地に含まれない。 ・水質汚濁防止法の「特定施設」の届け出・廃止届は出されていない。	
特記事項	・目的物件は耕作されておらず、雑草、雑木が繁茂する未利用地である。 ・公図では東側で井溝と里道に接している。北側と西側で里道に接している。雑草等が多く通行が容易な部分と容易ではない部分がある。 隣接土地、目的物件1と2の境界は判然としない。 ・賦課金の滞納がある。滞納額等の詳細は現況調査報告書に記載あり。 ・物件2の北西端に未登記の目的外建物（鉄骨造垂鉛メッキ鋼板ぶき平家建、物置、延約24 m ² 、所有者：土地所有者が代表取締役となっている会社、建築時期不明）がある。占有開始時期は不明である。占有状況やヒアリングから使用貸借と判断した。 ・水道の引き込みなし。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

①物件1、2（建物敷地部分を除く）

目的土地の価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	土地価格 (円) (千円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ÷オ
1	1800	0.95	1,626	—	2,780,000
2	1800	0.95	967	—	1,654,000

ア標準画地価格：規準とする公示価格等がないので、農地の取引価格、競落価格等を参考に査定した。

イ個別格差：農道の状態（0.95）

ウ地積：物件1は登記面積による。

物件2は登記面積から物置利用部分を控除した面積による。

エ建付減価補正：補正不要（計算上は1.00として土地価格を求めている）

②物件2の内目的外建物敷地となっている部分

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	土地価格 (円) (千円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ÷オ
2	1800	0.95	24	0.95	39,000

ア標準画地価格：規準とする公示価格等がないので、農地上に建つ建物及びその敷地の取引価格、競落価格等を参考に査定した。

イ個別格差：農道の状態（0.95）

ウ地積：概測面積による。

エ建付減価補正：建物と敷地の適応状況を考慮した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、未登記の目的外建物の土地利用権等価格を控除し、競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

①土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格（円） ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格（円） （千円未満四捨五入） ア×イ÷ウ
2	39,000	0.10	使用借権	4,000

②内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる 価格（円） （1①オ）ア	土地利用権等 価格の控除及 び加算（円） 物件2のみ （2①ウ）イ	占有減 価修正 ウ	市場性修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額（円） （千円未満四捨五入） ア×イ×ウ×エ×オ
1	2,780,000	—	1.00	0.64	0.60	1,070,000
2	1,654,000	-4,000	1.00	0.64	0.60	630,000
一括価格（合計）						1,700,000

ウ占有減価修正：不要と査定

エ市場性修正：買受適格証明が必要であり市場が限定的（0.80）、目的外建物の存在（0.80）。

オ競売市場修正：第2「評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 固定資産評価額（令和6年度）

物件1（田）208,290円

物件2（田）125,666円

物件2（農業用施設用地）30,400円

第7 附属資料

- 1 受命物件の位置図
- 2 付近見取図
- 3 公図写
- 4 土地建物位置関係図
- 5 現況写真

以上

物 件 目 録

- | | | | |
|---|---|---|----------------|
| 1 | 所 | 在 | 和歌山市楠本字外島 |
| | 地 | 番 | 2 1 6 番 1 |
| | 地 | 目 | 田 |
| | 地 | 積 | 1 6 2 6 平方メートル |
| 2 | 所 | 在 | 和歌山市楠本字外島 |
| | 地 | 番 | 2 1 6 番 2 |
| | 地 | 目 | 田 |
| | 地 | 積 | 9 9 1 平方メートル |

